

No.	事業名称等	事業概要	対象・要件等	補助額・補助率等	備考
1	耕作放棄地再生事業	うるま市内において、賃借権・使用貸借権の設定等により借り受けた農地で、耕作放棄地の再生利用および発生防止に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	(対象者) この事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 農業振興地域農用地区域内における耕作放棄地の再生利用または耕作放棄地の発生防止に取り組む者であること。 (2) かんがい排水事業が未実施または実施計画外の農業振興地域農用地区域内において水源を確保するための設備等を設置する者であること (3) 事業実施地において少なくとも5年間は営農する者であること (4) 市税及び国民健康保険税を完納している者であること	・農業振興地域農用地区域内における耕作放棄地の再生利用または耕作放棄地の防止にかかる費用 (補助率及び補助金額) ・島しょ地域以外 3分の2以内。ただし、補助金は10aあたり15万円かつ1件当たり100万円を限度とし、1a未満は切り捨てる。 ・津堅島を除く島しょ地域 4分の3以内。 ・津堅地区 10分の9以内。 ・かんがい排水事業が未実施または実施計画外の農業振興地域農用地区域内において水源を確保するための設備等を設置する費用。ただし津堅地区は、条件不利性を考慮して散水設備に関する費用も対象とする。 (補助率及び補助金額) ・島しょ地域以外 3分の2以内。ただし、補助金額の上限は20万円とする。 ・津堅島を除く島しょ地域 4分の3以内。ただし、補助金額の上限は20万円とする。 ・津堅地区 10分の9以内。ただし、補助金額の上限は20万円とする。	
2	新規畑人資金支援事業	次世代を担う農業者となることを志向する者に対して就農開始直後の経営確立を支援する資金として年間150万円を最長3年間交付する。	うるま市新規畑人資金支援事業給付金支給要綱の要件を満たすもの	年間150万円 最長3年間 国庫補助10割	
3	漁業再生支援事業	漁場の生産力の向上等に関する漁業活動を支援することにより、漁業の再生を図り、漁業及び漁村の有する多面的機能の維持増進を図る。	対象：3漁業集落（勝連漁業集落、与那城漁業集落、石川・具志川漁業集落） 要件：漁港集落ごとに集落協定書、促進計画、実施計画を策定し毎年度作成する実施計画に基づき各集落ごとに取り組む。	補助率 国 3/5 県 1/2 市 1/2	
4	農業用廃プラスチック適正処理事業助成金	農業用廃プラスチックの適正な処理の推進を行い、農村環境の保全及び農業の健全な発展に資するため、農業用廃プラスチックに処理費用に対し助成金を交付する。	本市に住所を有する農業者から排出される農表用廃プラスチックの処分を行う農家で、JAに加入している者。	農業用廃プラスチックの適正処理に要した費用の助成。 市 1/3 JA 1/3 農家自己負担 1/3	

《連絡先》
農林水産部 農林水産政策課
TEL 098-923-7607